

邦楽における職業意識の再編 ー日本大阪花街の近代化と女学校教育をめぐってー

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-12-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 笠井, 純一, 笠井, 津加佐, Kasai, Junichi, Kasai, Tsukasa メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/00056458

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



邦楽における職業意識の再編

——日本大阪花街の近代化と女学校教育をめぐって——

笠井純一 笠井津加佐

1. 近代大阪、学校における邦楽教育

開国と西洋文化の流入は、日本伝統芸能のあり方に多様かつ深刻な影響を及ぼした。本稿で取り上げる箏曲・三絃などの邦楽も例外ではない。1871年、江戸幕府の保護を受けていた当道座は、いわゆる「盲官廃止」の太政官布告によって解体し、箏曲を職とする多数の視覚要支援者たちは、生業を失う危機に立たされた¹⁾。また、「遊芸」師匠や花街の芸妓たちも、三味線に対する世間の否定的風潮によって、強い風圧にさらされることとなった。

1874年5月、広島県権令伊達宗興は「三味線禁止令」を發布した。芸妓や盲人以外の琴・三味線演奏を厳禁するというのである。理由は、淫蕩な音曲が人心を墮落させるという点にあったが、約5ヶ月後にこの禁令は解かれた。そのときの法令には、次のようにある。

おいおい、学校設立の基礎もあい立ち、文明進歩の運びにあい成り候あいだ、爾来、修業の余暇を以て音曲もてあそび候義は、苦しからず候

同様の傾向は大阪でもみられ、遊芸師匠への非難が高まっていった。このような世論は間もなく、福地桜痴の言説によって一応おさまったようだが²⁾、注目すべきは上記の法令中に、文明進歩の指標としての「学校」教育と、「音曲」とが対比され、後者は修業余暇の「もてあそび」と位置づけられることである。

邦楽界はこれを受けて「俗曲」の改良などに努めたが、明治新政府は洋楽を軍楽隊などに積極的に導入し、1887年には洋楽を教授する「東京音楽学校」を設立した。旧弊な「邦楽」を捨象し、文明の象徴：学校教育での「洋楽」が奨励されたのである。

一方、大阪の箏曲家たちは、当道座にかわる新たな組織の編成を試みた。1905年、中平福之都^{ふくのいち}を中心に当道音楽会が結成³⁾されて免状・伝授書⁴⁾を「証明」し、1913年には箏曲教授機関として「日本当道音楽学校」も設立した。これより早い1906年、相愛高等女学校（1888相愛女学校として設立）に「大阪女子音楽学校」が併設され、洋楽と共に邦楽が教授された。続いて「大阪市立盲学校」（1907大阪市移管）でも邦楽の授業が開かれ、永井幸次による「大阪音楽学校」（1915）、「大阪府立盲学校」（1928大阪府移管）、当道音楽会を中心とする「箏曲音楽学校」（1935）など、私立の音楽学校が設立される。大阪ではこのように、民間の音楽学校が相次いで設立され、それぞれ邦楽教育に取り組んだことが注目される。永井の大阪音楽学校も結局は洋楽教育を中心としたが、当初は東京の洋楽偏重に対し、邦楽を重視する構想であったらしい⁵⁾。一方、官立の東京音楽学校では、1936年に至って「邦楽科」が正式に認められた。

これら在阪の音楽学校と東京音楽学校を中心に、大阪南地に設立された「大和屋芸妓養成所」、他地域だが詳しいカリキュラムがあつて参考となる「岡山音楽学校」、さらに田辺尚雄による盲学校のカリキュラム構想を加え、設立年代順に整理した（表1）。

表1. 大阪を中心とする音楽学校の設立と修業年限

学 校 名	設立	予科	本科	研究科	選科	師範科	備 考
(東京音楽学校)	1887	1年	3年		有	2年	
大阪女子音楽学校	1906		3年	2年(高等科)			専修科3年?
大阪市盲啞学校	1907						
大和屋芸妓養成所	1910	(5年間)					
日本当道音楽学校	1913						
大阪音楽学校	1915	1年	3年		3年	甲3年, 乙2年	
(岡山音楽学校)	1922	1年	4年	2年			
大阪府立盲学校	1928	(4年間)					中等部音楽科
箏曲音楽学校	1935	1年	4年	2年	(専修科)		
(東京音楽学校邦楽科)	1936	1年	3年		有		但し専門学校
(田辺尚雄の構想)	1937	(盲学校)					

これら諸学校のカリキュラムは僅かしか残っておらず、教育の方針や実態が不明なものも多い。しかし、「箏曲音楽学校」は岡山音楽学校の教育を参照したと考えられるので、これと「東京音楽学校邦楽科」や「大阪府立盲学校」のカリキュラムなどを比較する事は可能である。ただ残念なことに「大阪女子音楽学校」には、戦災のためか史料が全く残されていないらしく、詳細は不明である。また「大和屋芸妓養成所」の教育については、関係者による詳細な証言によって、推定することができる。

本稿は、①箏曲家養成のための学校、②視覚要支援者のための学校、③芸妓養成のための学校の三種を対比し、それらの異なる側面と、共通する側面とを抉出して、近代大阪における音楽家職業教育の実際とその意識を明らかにしようとする試みである。

2. 箏曲家養成のための学校

(1). 大阪女子音楽学校

大阪において、邦学教育を最初に行った学校は、私立大阪女子音楽学校であった。同校は、1888年に西本願寺第21世明如の妹：大谷朴子を校長として創立された相愛女学校が、1906年に相愛高等女学校と改称されるに際して「増設」されたもので、1911年には本派本願寺の直轄学校となっている。

1906年刊行の河村繁山編『最新大阪遊学案内』⁶⁾なる冊子には次のように見え、開校直後の一端をうかがうことが出来る。

普く正則に音楽を修めんとする者又は音楽科教員たらんことを志望する女子の爲めに適当なる教授を施す所である 教科は本科と専修科とに分れておる 学科は左記の通り

本科 修身 教育 声楽 器楽 楽理 国語 英語

専修科 唱歌 ヴァイオリン ピアノ オルガン 箏

修業年限は各三ケ年 学年は四月一日から翌年三月三十一日まで (中略)

入学の出来る者は高等小学校卒業若くは満十四年以上にして之と同等以上の学力を有する者である 入学料金壱円 授業料は一ヶ月金壱円五拾銭なり

1907年3月には第1回演奏会が開かれ、洋楽と並んで箏曲「春の曲」が、生徒によって演奏された。来賓による長唄「鶴亀」「連獅子」の演奏もあった。教員として大村恕三郎(1869～1952)の名が見える⁷⁾。大村は10歳の頃から宮内省に出仕して伶人となり、のち洋楽も習得して伶人兼楽手となったが、1905年に退官して来阪し、相愛高等女学校・大阪女子音楽学校、大阪市立盲学校の教員となった。音楽学校では主事をつとめたが⁸⁾、1933年の『本派本願寺学校一覧』では教諭でなく「講師」となっている⁹⁾。

1916年には、同校で『琴曲類集』が編まれ、箏曲教育に用いられた¹⁰⁾。この教材は、初等科3学年・高等科2学年それぞれに修得すべき曲目を「甲・乙・丙」に三区別して示し(表2)、歌詞を掲げるものである。箏曲家：初世菊田歌雄(1879～1949)は同年に嘱託教諭となったが¹¹⁾、1925年度には退職したらしい¹²⁾。

表2. 大阪女子音楽学校において教授された曲目

学年	甲	乙	丙
初等科	1年 帆走船,花月,君ヶ代,夏は草木,咲た桜,海老,田舎人,深山奥,黄金露,邦の光,鶴の声,万歳,七草,金剛石	富士山,つとめ,祝へ,秋の千草,姫松小松,花鏡,君がため,春日影,月日の歩み,門松,須磨の浦,袖香炉,滝尽,水は器	かぞへ歌,馨れ,秋の暮,四季の花,朝顔,口は一つ,春に梅咲,福寿草,島台,訓の法,四方の景色,春の弥生,八千代獅子,大阪市歌
	2年 千鳥の曲,雛の鶯,巖上の松,六段菅搔,新巢籠,神楽始,春の曲,時鳥	寒月の梅,大内山,新雪月花,新玉,松上の鶴,名所土産,夏の曲,秋の言葉	雲井高砂,御園の松,松の寿,五段調,操鏡,茶音頭,三ツの景色,摘草
	3年 御国の誉,秋の曲,稚児桜,那須野,十段調,松竹梅	竹雪の曲,雲雀の曲,残月,菊水,明治松竹梅,楓の花	都の春,小楠公母訓,天津日嗣,千里の梅,末の契,翁
高等科	1年 友千鳥,四季の花,松風,雲井十段,冬の曲	四季の友,御山獅子,桜狩,嵯峨の秋,根引の松	天下泰平,笹の露,江の島,松重の曲,二重礎
	2年 明石,七段調,鶴亀,萩の露,小督の曲	須磨,八段調,白の声,八重衣,熊野	四季の富士,九段調,吉野静,新青柳,寿鏡

このように詳細な教程が知られる半面、各科目の週開講時数や、そのうちに箏曲が占める比率などは未詳である。「設立趣意書」や「学校一覧」も作成されたはずだが、戦災のためか現存しないらしい。ただ『最新大阪遊学案内』にみえるように、同校は「音楽を修めんとする者又は音楽科教員たらんことを志望する女子」のための学校であり、音楽教員として就業する者がいた一方、教養修得の目的で入学した者も多かったと思われる¹³⁾。

(2). 岡山音楽学校と箏曲音楽学校

岡山音楽学校の創立者：小野清友(1882～1944)は岡山県下に生れ、大阪で修業した後、岡山を中心に活発な活動を続けた。主要な事績としては、同学校の創立(1922)、岡山音楽会館の建設(1924)、主催した関西音楽指針会の機関誌『箏曲』の創刊(1937)などがあり、菊原琴治(1878～1944)や菊田歌雄らとともに「箏曲振興期成同盟会」を立ち上げ、政府陳情に際しては文部大臣を相手に臨機応変の弁舌を振り、高等女学校における箏曲正式科目化を導いた。また、地元の就実高等女学校、岡山県立盲学校で教壇に立った¹⁴⁾。

小野は、同時代の箏曲家：菊原・菊田らが寡黙であったのに対し、自分の思想・信条をは

つきりと表明する人物であった。また、岡山音楽学校の「設立趣意書・校則」が、三世菊田歌雄氏所蔵史料の中に残されている。趣意書の一節を、次に掲げよう。

方今、我が日本音楽は（中略）急足の発展を見たるは余輩の欣幸とする処なり（中略）然るに之れが斯道の教授機関に至りては依然として旧慣を墨守し、因循、姑息、更に進歩の状態を見る能はざるのみならず、寧ろ幼稚なりと云ふも至当なりとす 其の年月の不規律は申す迄もなく歌、詞、歌曲、の不統一は時間の長短、教授の不公平等ありて被教育者に鮮少ならざる不利不便を与へつゝあるものなり 試みに之を学校教育と比較対照せば、我輩赧然として言ふ能はざるものなり 奮然蹶起し（中略）岡山音楽学校を創設し、叙上の弊害を一掃し、以て被教育者の利便と幸福を計り、時代に適応する善良なる日本音楽教師を養成し、聊か斯道に尽瘁せんとするものなり

また小野は、雑誌『三曲』誌上にも、次のような論説を寄せている。

（前略）個人教授も大切であるが、多くの民衆を相手にするには、学校組織にするのが最も捷徑であらうと思ひます、私はそんな考へから貧弱ではありますが、岡山市に音楽学校を設立致しました、そして一人も多く現代の文化に適応する専門家を養成せんものと心懸けて居ります、併し現在の日本ではまだ邦楽の専門学校は二校だけしかないのであります、一つは大阪中平福之都氏設立の日本当道音楽学校で、一つは私が今度設立した岡山音楽学校であります、世界の文明国と比較すると実に涙の出る程哀れを感じる（中略）殊に東京は文化の中心であるだけに、是非邦楽の音楽学校の一つ位は設立されたい（後略）¹⁵⁾

小野の姿勢は、他のインタビュー記事でも示されている¹⁶⁾。彼は当時、常にこのように

表3. 岡山音楽学校のカリキュラム

学年	予科		本科								研究科			
			1年		2年		3年		4年		1年		2年	
学科目	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数
修身	人倫道德の要旨及作法	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2
国語	読方、綴方、書方、盲人には点字を授く	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左	3
楽器使用法	楽器取扱方調子の合方	6												
箏	平易なる歌曲	11	初伝物	11	初伝及中伝物	11	中伝及奥伝物	11	同左	10	同左及秘曲	8	同左	8
三絃			初伝物	6	初伝及中伝物	6	中伝及奥伝物	6	同左	5	同左及秘曲	5	同左	5
音楽教授法									箏、三絃の教授法	2	同左	2	同左	2
作歌作曲法											作歌及作曲法	2	同左	2
尺八														
胡弓														
バイオリン														
体操	体操及遊戯	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2
計		24		24		24		24		24		24		24

備考：尺八、胡弓、バイオリンは希望者に限り随意科目としてこれを授ける。

熱く語ったのであろう。眼目は、箏曲界の旧弊を改めるには公平な学校教育によるべきであること、岡山音楽学校では新時代の日本音楽教師養成を目指すこと、の二点である。なお、同校「規則」中に掲げられたカリキュラムは表3の通りである。

このカリキュラムは、1935年に創設された箏曲音楽学校に影響を与えたと思われる。後者の詳細は不明だが、年次構成（予科1年・本科4年・研究科2年）が前者と全く同じである。さらに小野は、「箏曲振興期成同盟会」などの活動を通して、菊原・菊田と深い交流があり、前述の通り菊田の手許には関係書類が伝わっている。菊原・菊田を中心に箏曲音楽学校の構想が練られた時、岡山の書類は貴重な先例として、十分に参照されたことであろう。

なお、箏曲音楽学校の教員及び担当教科等は次の通りで¹⁷⁾、地歌・箏曲の本場らしく、実技系が充実している。ただ、楽理・音楽史・音楽概論・音楽心理学など講義科目が明文化される半面、岡山音楽学校で開かれていた「音楽教授法」「作歌作曲法」が見えない。また「修身」「国語」はどちらにもあるが、大阪では「体操」を開講していない可能性がある。

校長：菊原琴治

教授：菊平琴聲、菊濤森久、中橋暁夢、菊澤松風、菊田歌雄、菊原初子（箏曲）

北原篁山、星田一山、上田芳憧、大藪秀嶺（尺八）

菊殿琴龍（楽理）／藤田斗南（音楽史・歌詞講義）／小浜祐信（音楽概論・音楽心理学）

／某（修身）／岡田熹睦（国語）／田辺尚雄（臨時講義）

助手：菊枝伸、菊美根洋、菊美代紳、菊朝喜美子（箏曲）

校医：杉間卓二

事務：藤田斗南

(3). 東京音楽学校邦楽科のカリキュラム

同校のカリキュラムは、『東京藝術大学百年史』¹⁸⁾に次のように示されている。

表4. 東京音楽学校のカリキュラム（概略）

学年 学科目	第1学年	第2学年	第3学年
修身	1	1	1
能楽又は絃曲 (箏曲 長唄)	10	10	10
音楽理論	2	2	2
音楽史			
国語	3	3	3
外国語	2	2	2
体操	2	2	2
計	20	20	20
随意科トシテ洋楽、舞踊、美学、音声学及音響学ヲ授ク			
修業年限三箇年			

しかし、詳しい科目配当を知るためには、1936年6月18日、広田弘毅内閣の閣議にかけられた「文部省直轄諸学校職員定数令中改正ノ件」¹⁹⁾を参照する必要がある（表5）。

表5. 毎週授業時数及教官配当調 (括弧内は既定教官の担任)

学科目	能 楽 科				絃 曲 科				計	教 官		
	1学年	2学年	3学年	計	1学年	2学年	3学年	計		教授	助教授	講師
修身	1	1	1	3	1	1	1	3	6			
国語	4	4	4	12	4	4	4	12	24			
外国語	3	3	3	9	3	3	3	9	18			
謡曲	8	8	8	24					24	1		1
大鼓	2	2	2	7					7	1		
小鼓	3	3	3	8					8			
太鼓	2	2	2	7					7	1		
笛	3	3	3	8					8			
琴					15	15	15	45	45	2	1	
三絃					20	20	20	60	60	2	2	
胡弓					5	5	5	15	15		1	
洋楽	6	2		8	6	2		8	16			
音楽理論	2	3	2	7	2	3	2	7	14			
作曲		1	3	4		1	3	4	8			
邦楽史	2	1	1	3	1	1	1	3	6			
体操	2	2	2	6	2	2	2	6	12			
計	18	18	18	54	40	40	40	120	174	7	4	1
	19	17	16	52	19	17	16	52	104			

この表は、邦楽科増設にあたって必要となる教官定数を割り出すため、各科目の週別開講時数を計上したものである。太字部分だけが新設学科に関わる時数であり、斜体細字は従前から在籍する教官の担当分（増員不要）である。

能楽科と絃曲科（箏曲・長唄）を比較すると、後者の実技科目時数が前者の倍数以上であることが注目される。これはおそらく、絃曲科が箏曲・長唄の二専修で構成されただけでなく、箏曲専修でも流派別の授業が開かれたからであろう。教員数の倍増も同理由である。

ここで入学の難易度を検討しておこう。参考として岡山音楽学校の「規則」を見ると、第12条に次の入学資格が見える²⁰⁾。

予科八年齢満拾貳歳以上ニシテ音楽ノ趣味ヲ有スルモノ

本科八年齢満拾参歳以上ニシテ予科ヲ卒業セシモノ又ハ之レト同等以上ノ素養アルモノ

研究科八年齢満拾七歳以上ニシテ本科ヲ卒業セシモノ又ハ之レト同等ト認メタルモノ

但各科共其定員超過スルトキハ主要科目ニツキ選抜試験ヲ行フ

すなわち入学資格は、満12歳以上で「音楽ノ趣味ヲ有スルモノ」とのみ記され、1年間の予科を修了すれば、本科に進むことが出来た。入学試験は志望者が定員（予科・本科各20名）²¹⁾を超過した場合のみ実施された。

一方の東京音楽学校においては、従来から存在した選科の試験は極めて簡略で、「実技は手ほどきが済んであるだけでも構ひません」²²⁾と見える。しかし、新設絃曲科の試験は厳格で、一次・二次に分けて実施された。「邦楽科入学案内摘要（昭和十一年度）」²³⁾によれば、試験実施方法と試験曲は次の通りである。

入学試験科目と程度

箏曲第一回 箏曲を専修する者に箏（弾き謡ひ）。山田流にありてはほととぎす、八段、近江八景、菊水、都の春、江の島、生田流にありては夕顔、末の契、春の曲、みだれ、四季の詠、磯千鳥の中一曲を志願者をして選択受験せしむ。

箏曲第二回 箏曲を専修する者に箏（弾き謡ひ）。前記六曲中一曲を指定受験せしむ。

上記曲目を、大阪女子音楽学校の課程（表2）と対比すれば、山田流試験曲は「近江八景」以外は同校で習う曲であり、生田流試験曲も「春の曲」（初等科2年甲）、「みだれ」（十段調、同3年甲）、「末の契」（同3年丙）が同校で教えられた。すなわち1936年時点の東京音楽学校は、既に専門学校に昇格しており（1903昇格、修業年限3年）、新設された絃曲科も専門学校扱いなので、大阪女子音楽学校など、私立音楽学校を終えた生徒が目指す機関であった。

但し東京音楽学校の入学資格は、「中学校又は高等女学校の第四学年修了者、高等学校尋常科修了者、同高等科入学試験合格者、専門学校入学者検定規程に依る試験検定合格者、並に専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力ありと文部大臣から指定された者等で、口頭試問及身体検査を受け入学試験に合格した者。但女子は夫なき者に限る。以上の資格を有しない者と雖も特に音楽の才能ありと認めたる者は試験の上入学を許可することがある」²⁴⁾と見え、少なくとも「専門学校」入学資格を得る必要があった。

3. 視覚要支援者のための学校

大阪における視覚要支援者の学校には、東区の私立大阪盲啞院（1900設立）と、西区の私立大阪訓盲院（1914開設）の二校があった。前者は1907年に大阪市に譲渡され、2016年には大阪府に移管されて、府立大阪北視覚支援学校となっている。また後者は、1928年に大阪府に移管され、大阪府立盲学校となった。現在の府立大阪南視覚支援学校である。

市立盲学校のカリキュラムは実見出来なかったが、府立盲学校のそれは『大阪府立盲学校一覧』²⁵⁾（1934年）に引用される。初等部、中等部、研究科および別科からなり、中等部に音楽科（箏三絃部、長唄部、洋楽部）が置かれた。箏三絃部のカリキュラムを表6に示そう。

大阪府盲学校中等部（修業年数4年）の週別開講時数を、岡山音楽学校本科（同4年）のそれと比較すれば、総開講時数中における箏・三絃の時数比率は、前者が54.6%、後者が68.8%であり、総開講時数の少なさにも関わらず、後者が実技に力点を置くことが分かる。また前者の「随意科目」：英語は後者にはない。前者に開かれる「音楽理論（音楽通論・和声楽・音響学・音楽史・作曲法）」のうち、後者では僅かに「作曲法」のみが、しかも研究科で開講された。前者の「唱歌」も後者にはなく、前者は「国語」を、後者は「修身」を重視している。設立は前者が1928年、後者は1922年で、年代が近接しているにも関わらず、違いは歴然としていた。総じて、岡山音楽学校は箏・三絃の実技に比重が高く（約7割）、大阪府立盲学校は普遍的な学科目も重視する傾向がある。

ここで田辺尚雄（1883～1984）の言説を参照したい。長い生涯を通じて、彼は音楽界に様々な影響を与え続けたが、1937年、関西音楽指針会（理事：小野清友）の機関誌『箏曲』に一文

表6. 大阪府立盲学校の箏・三絃教育カリキュラム（1932年現在）付、岡山音楽学校との比較

学年	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		大阪府立盲学校		岡山音楽学校	
	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程	開講時数	%	開講時数	%
修身	1	実践道徳作法	1	同左	1	同左	1	同左	4	3.7	8	8.3
国語	6	購読、作文、読方(点字)	6	購読作文文法	4	同左	4	購読、作文、日本文学史	20	18.5	12	12.5
外国語	[2]	読解、作文、文法聴取	[2]	同左	[2]	同左			[6]		0	
教育					1	心理学	2	教育学教授法	3	2.8	2	2.1
箏三絃	15		15		15		14		59	54.6	66	68.8
音楽理論	2	音楽通論	2	同左	3	和声学音響学音楽史	3	作曲法音響学音楽史	10	9.3	0	0
唱歌	1	短音唱歌複音唱歌	1	同左	1	同左	1	同左	4	3.7	0	0
体操	2	体操、教練、遊戯競技	2	同左	2	同左	2	同左	8	7.4	8	8.3
計	27		27		27		27		108		96	

備考：随意科トシテ外国語、尺八、胡弓ヲ課スルコトヲ得 □ 内は随意科目開講時数

を寄せ、盲学校の箏曲教育について自論を展開した²⁶⁾。その概要は、次の通りである。

- 最近の盲学校音楽科では常識を高めるために「学科」の時間を増やし、「実科及び練習」の時間を圧迫している。音楽家の常識は高まっても、その技術は低下する。
- 今日の民衆は一般の教養が高いだけに、芸術を批判する力も優れているから、下手な音楽家の存在は許されない。生活して行けなくなる。
- 箏曲家に必要なことは二つある。第一は、箏の技術が充分によく出来る事、第二は箏ならびに箏の音楽を熟知していることである。箏に無関係なことに、力を注ぐ必要はない。
- 盲学校の箏曲の時間割案は、次のようなものである。(田辺の記述をもとに表を作成した)

表7. 田辺尚雄が理想とする盲学校邦楽教育の時間割案

	月	火	水	木	金	土
1	修養(師匠または芸術家として世に立つ時の心得全般)					科外講義 (一般常識、西洋音楽鑑賞、外国語)
2	箏・三味線					
3						
4	学科(箏を中心とする自然科学、博物学、国文、歴史・地理、楽典、音楽理論、作曲法)					
5	技術の練習時間(2~3時間)					
6						
7						

第4限の「学科」は、田辺の本領が発揮される場所で、凡ての学問は箏を中心として研究されるべし、と断言する。すなわち彼は、大阪府立盲学校で開講されるような、必ずしも箏を中心としない「学科」を排し、技術本位の教育をめざした。ちなみにこの表で、1週間

の開講時数を 35 時間とすると、箏・三味線の比率は 62.9%、「学科」を加えると 77.1%になって、岡山音楽学校のそれを凌駕している。

田辺の論を、極端と批判することはたやすい。しかし重要なのは、視覚要支援者が「職業的箏曲家」となる道は、極めて険しいことである。田辺はそのことを指し示した。彼らの状況は、次節で述べる芸妓の立場とも通底する。そこには、厳しい修練の場が展開していた。

4. 芸妓養成のための学校

筆者らは前節までに、戦前期の邦楽教育機関について大阪の事例を中心に紹介し、それぞれの特色を述べてきた。本節では、花街の教育機関に触れたい。「学校」と銘打ってはいろが異質である。まず、これをとりあげる理由を示しておきたい。

芸妓は座敷に出て客に舞や音曲を披露し、温習会などでは観客に舞踊・音曲を観覧させる。学校教育をうけた邦楽演奏家とは異なる面も多いが、「職業人」として邦楽を提供することに違いはない。両者は時として、同じ劇場で、同じ舞台に立つこともあった。それでは芸妓は、どこでどのような教育を受け、「職業人」となったのか。その芸態は、学校卒業者とはどこが違うのか。筆者らは大阪花街研究を続けるなかで、このような問いを持ってきた。

戦前期の大阪では、新町、南地、北新地、堀江とよばれる四花街が、芸を競っていた。芸妓養成は「置屋」(芸妓扱い店)で行われ、「お姐さん」(先輩芸妓)から個別指導を受けることも多かったようだが、詳細は分からない。しかし、南地大和屋の経営者：阪口 祐三郎^{すけさぶろう}(1884～1961)が創立した大和屋芸妓養成所(大和屋芸妓学校、戦後に大和屋技芸学校と改称)については、証言が残っている。

養成所創設は 1910 年、祐三郎 27 歳の時であった。彼は若くして両親に死別し、伯母：阪口 うしの養子となった。大和屋を経営する うしは祐三郎を奉公に出し、様々の実学を学ばせた。日露戦争に際し、彼は出征して 1907 年まで軍籍にあったが、復員して大和屋を相続し、養母の選んだ きみと結婚した。きみはもと新町の芸妓：笑鶴である。うしに見込まれて大和屋の芸妓となり、祐三郎の妻となった²⁷⁾。

祐三郎は、芸妓に軍隊式教育を施したいと考え、養成所を創設したが、実際に力を尽したのは きみであった。しかし南地の他の経営者は、「生意気なことをした」というので養成芸妓をボイコットし、阪口は仕方なく茶屋：大和屋を開業したところ、今度は南地の古株芸妓達から、「大和屋の座敷には出ない」と嫌がらせを受けたという²⁸⁾。

大和屋では、芸妓養成に 5 年をかけた。そのシステムを具体的に記す史料はないが、証言や写真から可能な限り復元してみよう。第 2 期の卒業者に、舞踊家：武原 はん(1903～1998)がいる。11 歳で養成所に入った彼女は、「稽古帳」と称する小冊子を大切に保管していた。

(前略)今でも家の神棚には、にいちゃんくれた稽古帳が大切に納められています。

小さな折り畳み式の帳面なのですが、そこに几帳面なにいちゃんの字でびっしりと書きこまれています。

お囃子はなにに、狂言はなにに、山村流はなにに——。稽古の習いごとの内容がそれぞれみな、こと細かに流派別に書かれているのです。

子供たちそれぞれに帳面を作り、日々の稽古を見守りながら、習いごとのなかみを丹念に記し残してくれたものでしょう。いつ、どんな場面で、その帳面をにいちちゃんにもらったのか、残念なことに記憶が定かではないのですが、おそらくは基礎を終えたころに記念に手渡してくれたのに違いありません。

時折、取り出して眺めてみますが、それにしてもたくさんの稽古です。

踊りも狂言もお囃子も、ともかくみっちりと仕込まれたのです。何か一つのものが仕上がるというのは、それはそれは大変なことだというのがよくわかります。

ずい分と傷んでしまいましたが、この稽古帳は私の卒業証書なのです。

「にいちちゃん」と呼ばれるのは、祐三郎である。「稽古帳」の写真を引用しよう²⁹⁾。

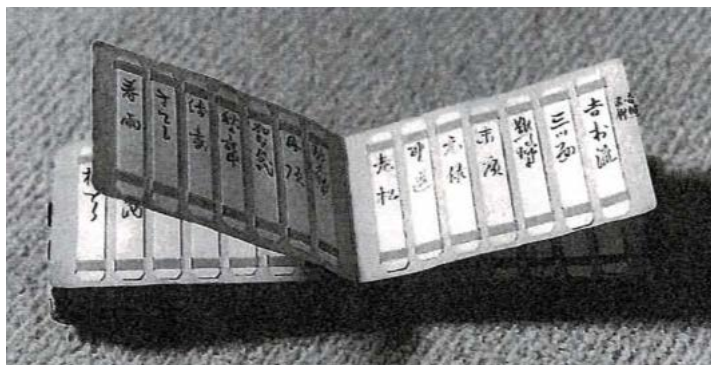


写真 1. 武原はんの「稽古帳」

写真を見ると、曲目は帳面に直接書き込まれておらず、曲目を記した短冊状の小紙片を、帯様のもので帳面に挟み込んでいる。夥しい数の「短冊」は、はんが語ったように祐三郎が書きとめた記録であろうか。あるいは稽古の都度、彼女に渡されたものであろうか。前者であれば、わざわざ「短冊」形式にする必要はない。また後者と考えると、彼女が帳面に仕立てたことになり、記憶が明瞭に残るはずである。「稽古帳」の作成過程はよくわからない。

しかし、『阪口祐三郎伝』に掲げられた一葉の口絵写真³⁰⁾は、この疑問に示唆を与える。



写真 2. 「けいこ札」を渡す阪

「あしべ踊」に出演する芸妓に対し、祐三郎は自ら、「けいこ札」を一枚ずつ手渡した。芸妓養成所の「養成」に対しても、おそらく同様であったのだろう。ただ芸妓は、稽古に集中する余り、この札を紛失することも予測される。そこで祐三郎は、手控えとして別に小型の札を作り、芸妓または「養成」個別の「稽古帳」も用意して、これに挟んでいったのではあるまいか。几帳面な彼は細かな作業を遺漏なく行い、「養成」が終って一人前の芸妓となったはんに、これを「卒業証書」として手渡したと考えられる。

一方、祐三郎の娘：阪口 純久（1932～）が所持する「稽古表」³¹⁾は、巻紙を等間隔に折りたたみ、祐三郎の自筆で「常磐津」「清元」「地唄」等の曲目を一折ごとに記す。添え書には、
(前略) 此の表は父が心を込めて 11 時間はかゝって書いた 大切にされて被下 (中略) 父より
きく子へ



写真3. 阪口純久の「稽古表」

と見え、表書きに「大阪府認可 大和屋技芸学校」とあるが、認可は1946年である。純久はその時満13歳であったが、5、6歳から「養成」と一緒に芸妓学校で学び、きみから厳しく仕込まれた。この「稽古表」は、彼女が終えた課業一覧であると同時に、将来大和屋の女将となったあかつきには、亡妻きみに替って芸妓に稽古を課すべく、阪口が考案・作成した「必修教科目一覧」であり、父から娘に与えられた「指導指針」ともいべき文書であった。

以上のことから、大和屋芸妓養成所にはカリキュラムのようなものはなく、祐三郎から課題をその都度を与えられ、これを修めれば各人の「稽古帳」に記録が残される仕組みであったと思われる。「稽古帳」は、いわば「学籍簿」と「卒業証書」を兼ねた文書であった。

以下は、大和屋芸妓養成所における稽古ぶりである³²⁾。

「養成」と呼ばれた彼女らは、大和屋三階の稽古場に寝泊まりした。祐三郎のいう「軍隊式」とは単なるスパルタ教育ではなく、寝食を共にする兵営に準えたのだろう。掃除などの雑用は一切させず、芸の修練に励ませた。朝9時半から午後3時までには、養成を終えた芸妓の稽古で、「養成」は見学である。「養成」は3時の昼食が済んだ後、10時まで指導を受ける。途中までは祐三郎も立ち会おうが、きみは彼女らを常に見守った。各師匠³³⁾の稽古は全員一律に行うもので、きみの役割は個別指導であった³⁴⁾。

養成所の経費一切は大和屋が持ち、「養成」から月謝を取らず、逆に「小遣」が支給されたらしい³⁵⁾。このような運営は、芸妓が裕福な家庭の出身でなかったことを想起すれば、「職業人」養成のため特に有効な方法であった。だが言うまでもないが、当時のすべての芸妓が、このような環境で育ったわけではない。稽古代・衣装代・食費などで置屋からの「前借り」金が嵩み、長い「奉公」に耐えねばならないのが、全国的な状況であった³⁶⁾。

むすびにかえて

以上、戦前期における邦楽教授機関について、大阪を中心に述べて来た。史料的限界から断片的叙述しか出来ず、まとまった見解の提示は困難である。ただ程度の差はあれ、どの機関も優れた「職業人」養成を目指していたことは、疑う余地がない。田辺尚雄がいみじくも述べたように、当時の市民は、「一般の教養が高い丈けに、芸術を批判する力も優れて居ますから、今日では下手な音楽者の存在を許さな」³⁷⁾かったからである。

大阪女子音楽学校のような、都市部の裕福な家の娘が通う学校においてさえ、音楽は単なる教養にとどまらず、不慮の時に身を助ける手段と考えられていた節がある。東京音楽学校邦楽科などエリート音楽家の養成機関においては、地方の音楽学校や特定の師匠のもとで一定の技術を身につけた者を集め、より高度な「職業人」教育を行った。一方、音楽の素質に恵まれても、身体的または経済的なハンディをもつ者は、厳しい選択をせざるを得なかった。視覚要支援者は盲学校で、芸妓となる者は花街で、日夜修練に励んだのである。

本稿で触れた教育機関で、生徒やその父母がいかほどの経費を負担したのか、単純な比較はできない。ただ岡山音楽学校の事例を見ると、年間授業料は予科 25 円 (1 年)、本科 50 円 (4 年)、研究科 60 円 (2 年) で、それぞれ年 3 回の分納が定められていた。7 年間在籍すると最低 345 円が必要で、これに生活費を加えれば相当の額となろう。1922 年当時の日本で、国民の何%がこの出費を可能としたであろうか。公立盲学校の授業料は、決して高くはなかった³⁸⁾。しかし、経済的に恵まれなかった女性たちが、「職業人」として自立する機会に限られていた。花街はある面で、その機会を提供したのである。ただ、授業料を徴収しない大和屋芸妓養成所は、稀有の事例といえよう³⁹⁾。

表 8. 南地における甲級芸妓の席次表 (1943 年)

甲級各等芸妓席次表（昭和十八年一月現在）									
甲一級									
地歌	長唄	舞	太鼓	二調	常磐津	清元	浄瑠璃	検	芸名
	甲一	甲一	甲三	甲一				南	福 啓
		甲一	甲一	甲一				本	は ん
	甲三	甲二	甲一	甲一				本	梅 代
	甲一	甲二	甲三	甲一				南	福 久
	甲二	甲一	甲一					本	艶 勇
	甲一	甲二	甲一					南	秀 世
甲三	甲二	甲一		甲一				本	政喜久
	甲三	甲一		甲一				本	はん龍
	甲一				甲一			本	友

大阪南地では、毎年、芸妓の試験を行っている。成績は、「甲一」から「丁三」まで、12等級に区分された。芸妓となるには受験が必須で、乙級以上の者に開業が許可される。また進級試験も年 2 回行われた。成績優秀者は南地演舞場における新年「始業式」で表彰され⁴⁰⁾、「甲級芸妓席順」という小冊子⁴¹⁾に登載された。表 9 は、その南地芸妓席順表（冒頭部分）であり、大和屋芸妓養成所卒業生の席順ではない。しかし同所における修練結果が、養成芸妓の試験成績を通して、花街全体の士気に影響を与えたことは想像に難くない。1897 年、南地 伊丹 幸（置屋）の主人：森下露風によって樹立されたこの試験制度は、祐三郎が創めた芸妓養成所と相まって、花街近代化の嵐を一旦は乗り切ることができた。

前近代の「職業人」養成は、徒弟制度のもとで無秩序に行われ、様々なレベルの「職業人」を輩出する一方⁴²⁾、特権的「盲官」に象徴される職業意識や、逆に「花街」への差別意識を温存した。近世に開かれた学校は、武士の教養のための藩校はもとより、町人に開かれた私塾も、一部の蘭学塾などを除き、「職業人」教育を視野に入れていない。

西欧化の波は、このような日本社会を容赦なく浸食した。津々浦々に設けられた小学校を皮切りに、法律、経済、技術や芸能の専門教育を行う機関も設立された。そこでは入学者に、設置目標に基づいて均質に課業し、共通の場で到達度を競わせる。公平な試験によって評価された彼らは、「職業人」として社会に送り出された。学校は、近代社会を体現する施設として瞬く間に普及し、花街における芸妓教育にまで及んだ。

学校はいついかなる局面でも、「職業人」を目指す者に技能を授けた。それだけでなく、彼らが修練を通じて「職業意識」や「職業倫理」を涵養する場でもあった。武原 はん が生涯大切にした「稽古帳」は、彼女の近代的職業意識と矜持を象徴する「卒業証書」であった。

注

- 1) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』（未来社、1974）。
- 2) 以上、倉田喜弘「解説」（『芸能』〔近代日本思想大系 18〕岩波書店、1988、pp.403-405）による。引用史料は、三原市立図書館蔵「明治の法令」。但し、原文を読みやすく改めた。
- 3) 中平福之都（杉平平吉、1852～1938）は大和郡山に生まれ、大阪に出て中川検校に師事し、1876 年大

阪市西区地唄取締、1879年大阪四区二郡総取締、1883年関西取締となった(『都山流楽報』62号、1914)。
これらの職は、1875年に大阪で結成された地歌業仲間の職であろう。1905年、地歌業仲間を当道音楽会に改組、会長となった。1913年から「日本当道音楽学校」の校長も務めたが、1919年に役員間で紛議があり、当道音楽会から分離して日本当道音楽会を組織した(『同』221号、1927)。なお、1935年設立の「箏曲音楽学校」は、福之都や日本当道音楽会とは無関係である。

- 4) 当道音楽会創立当初からの構成員であった菊田八重都(1849~1925)は、従来の箏曲組歌伝授書を大幅に改訂して、養女歌雄(初世)に授与した。彼は、洋楽偏重の時代に邦楽の尊厳を守るため、東洋の学術に依拠することを考えたのである(笠井純一・笠井津加佐「箏曲組歌伝授書の伝承と改訂—幕末・明治期における継山流伝授書を中心に—」『東洋音楽研究』82号、2016)。
- 5) 『大阪朝日新聞』1915年5月13日紙面には、「東京の音楽学校が西洋音楽を主として邦楽を客とするのに対し、大阪音楽学校は邦楽を主」とするとある。しかし『大阪毎日新聞』同月28日紙面では、永井の談として「差当り選科のうちに琴を加へて和洋を対照して研究する事にするが往く往くは古今各種の日本音楽科を加へ」と記されていて、当初の構想が後退した可能性がある。
- 6) 河村繁山編『最新大阪遊学案内』(野島明文堂、1906)。国会図書館デジタルコレクションで閲覧。
- 7) 大阪音楽大学音楽文化研究所編『大阪音楽文化史資料』明治・大正編(大阪音楽大学、1968) p.178。
- 8) 倉田喜弘・林淑姫 編集・解題『昭和前期音楽家総覧 現代音楽大観』中巻(ゆまに書房、2008) p.8。
- 9) 本派本願寺教務局教育部『本派本願寺学校一覧』(1933)。国会図書館デジタルコレクションで閲覧。
- 10) 小野信龍編『琴曲類集』(私立大阪女子音楽学校、1916)。国会図書館デジタルコレクションで閲覧。
- 11) 大正5年4月13日「教員囑託」辞令(三世菊田歌雄氏所蔵史料)。
- 12) 歌雄は1925年11月、相愛高等女学校相愛会から「記念品目録」を贈られ、1926年6月には本派本願寺執行長本多恵隆から「表彰状」を交付された(三世菊田歌雄氏所蔵史料)。後者に「在職スルコト十有余年本派女子教育ニ尽瘁セラレシコト感謝ニ堪エス」と見えるので、1925年度末の退職と思われる。
- 13) 但し「良家の子女」にも真剣に邦楽を学ぶ者があった。岡部伊都子は、相愛高女箏曲部で初世歌雄に師事し、その自宅にまで行って熱心に稽古をした。病気で中断したが、初世は彼女のことを記憶していたらしい。岡部は離婚後、二世歌雄から声を掛けられ「箏曲での自立」を勧められたという(岡部「歌雄先生を偲んで」『初世 菊田歌雄三十七回忌・二世 菊田歌雄七回忌 追善演奏会』番組、琴菊会、1984)。また女学校とは無関係だが、芸妓から新橋田中屋の女将となった樋田千穂の事例がある。彼女は裕福な家庭で育ったが、家族が死歿・落魄するなかで芸妓に出た。幼時に芸事を習ったことが幸いし、実母(佐藤くに)や姉(神崎ゑん)の支援もあって成功した(樋田『新橋生活四十年』学風書院、1956)。
- 14) 小野清友の経歴については、笠井純一・笠井津加佐「20世紀前半期关西地区日本音乐的发展与其方向—通过歌曲家:菊田歌雄(第一代)和小野清友的活动」(上海音乐学院『2017·上海第十二届中日音乐比较学术研讨会论文集』、近刊予定)、笠井純一・笠井津加佐「史料紹介 箏曲家:初世菊田歌雄関係史料」(大阪市史編纂所『大阪の歴史』89号、近刊予定)を参照。
- 15) 小野清友「邦楽教育に対する所感」(『三曲』19、1923)。
- 16) 「箏曲家訪問記 其四 小野清友師」(『都山流楽報』180号、1924)。
- 17) 田辺尚雄「日本音楽史講話」(『日本音楽』75号、1954)。
- 18) 『東京藝術大学百年史』東京音楽学校篇 第2巻(音楽之友社、2003)、p107。

- 19) 国立公文書館内閣文庫「文部省直轄諸学校職員定員令中ヲ改正ス・(東京音楽学校邦楽科設置ニ由ル増員) 請求番号：類 01951100、件名：010、保管場所：本館、年月日：昭和 11 年 6 月 24 日、法令番号：勅令 122」。国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧。
- 20) 「岡山音楽学校創立趣意書・同校規則」(三世菊田歌雄氏所蔵史料)。
- 21) 『山陽新報』1922 年 2 月 27 日紙面「音楽学校生徒募集 一予科 一本科 各式拾名宛」。
- 22) 「東京音楽学校箏曲科生徒募集」(『三曲』1932 年 3 月号) 他。
- 23) 注 18) 前掲書、p301。
- 24) 注 18) 前掲書、p300。
- 25) 瀬戸山正義編『大阪府立盲学校一覧』(大阪府立盲学校、1934)
- 26) 田辺尚雄「箏曲を中心とする学問 (一)」(『箏曲』1 卷 2 号、1937.5)。
- 27) 鷺谷樗風『阪口祐三郎伝』(名大和屋、1955)。
- 28) 食満南北編『阪口きみ』(阪口楼、1939)。校長は祐三郎だが、芸芸全般にわたってきみが厳しく指導した。また彼女は、常に「養成」や芸妓の健康に気配りし、「大きいお姐さん」と慕われていた。
- 29) 武原はん「にいちやんの稽古帳」(南地大和屋『大和屋歳時』(榊柴田書店、1996)。写真も同じ。
- 30) 注 27) 前掲書。
- 31) 「阪口祐三郎小伝」(南地大和屋『大和屋歳時』(榊柴田書店、1996) から引用。
- 32) 南地大和屋『大和屋歳時』(榊柴田書店、1996) によって叙述した。
- 33) 養成所の舞踊師匠として、山村若、花柳寿輔、同輔三郎、若柳吉蔵、西川嘉義らが招かれた(注 27) 前掲書)。
- 34) 阪口純久は、稽古内容を知るため師匠の横に座り、師匠の稽古が終わった後で自ら芸妓を教える。師匠は一流の人だが、あくまで基本の形を学ぶだけで、座敷で客に見せる芸にするため女将自身が指導する。ベテラン芸妓も例外ではない。「踊りは形だけでなく、目に見えない心を込める」のが、彼女の信条である。恐らく、幼年の頃から きみに仕込まれ、体得した指導法であろう(注 32) 前掲書による)。
- 35) 高木四郎「大和屋芸妓学校参観記」(『茶道月報』510 号、1955)。戦後の参観記ではあるが、「月謝と云うようなものを必要としない。逆に小遣が支給される」とみえる。
- 36) 松田有紀子「花街・祇園町の歴史人類学的研究—継承／変貌する〈芸〉—」(立命館大学大学院先端総合学術研究科 2013 年度博士論文) p79、第 3 章「舞妓と年期奉公」。
- 37) 注 26) 前掲稿。
- 38) 大阪府立盲学校の授業料は、中等科・研究科に限り月額 1 円で(その他は不徴収) 8 月分は徴収されず、しかも「品行方正成績佳良ニシテ学資ニ乏シキ生徒」には減免措置もあった(注 25) 前掲書)。
- 39) 阪口祐三郎は 1927 年、自分の所有地約 1 万坪を、社会に出た元養成妓に対し、1 人 70 坪宛無償で分与した(『朝日新聞』1927 年 6 月 28 日朝刊)。祐三郎は、彼女らを親族のように遇していたようである。
- 40) 注 27) 前掲書。
- 41) 『昭和十八年 甲級芸妓席順』(肥田皓三氏所蔵史料)。
- 42) 小野清友は従来の箏曲教育について「修業の程度もマチマチで、例へば沢山の曲を知てゐる師匠の処では長く、少い処では短く、然もそれが何れも卒業後同じ師匠として立つていく」と述べている(小野

「箏曲界の整理問題」、『三曲』23号、1923)。近代になっても、このような弊風が残っていた。

謝辞 貴重な史料をご提供くださった三世菊田歌雄先生、肥田皓三先生、史料閲覧で特段のご配慮をいただいた公益財団法人都山流尺八楽会事務局長藤田天山様、東京藝術大学図書館、国立民族学博物館図書室、岡山県記録資料館、岡山県立図書館、大阪府立中之島図書館、大阪市立中央図書館の皆様に、厚く御礼申し上げます。

(笠井純一：金沢大学名誉教授)

(笠井津加佐：金沢大学人間社会環境研究科客員研究員)